

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

重度障害者、就労中も支援へ 通勤、職場での時間対象～厚労省

厚生労働省は、日常生活で常時介護が必要な重度障害者への支援拡充の検討を進めている。職場で過ごす時間や通勤時の介護も公的支援の対象とする制度改正を行い、障害者の就労機会の拡大を目指す。当初、来夏までに具体策を取りまとめる予定だったが、制度改正を求める声が国会で広がっていることを踏まえ、同省は前倒しも含め対応を急ぐ方針だ。

重度障害者は、食事や排せつ、移動といった普段の生活のための「重度訪問介護サービス」を、月額自己負担3万7,200円を上限に受けることができる。しかし通勤時や職場での支援は「経済活動」とされ、対象外だ。

6月に成立した改正障害者雇用促進法の審議では、衆参両院の厚生労働委員会が、通勤に関する障害者への支援などを求める付帯決議をそれぞれ採択した。

また先の参院選では、れいわ新選組から重度障害のある船後靖彦、木村英子両氏が初当選したが、国会活動は歳費を受け取る経済活動と見なされたためサービスの対象とはならず、当面は参院の予算で対応することになった。

厚労省による支援策の検討では、高収入の重度障害者にどの程度自己負担を求めるかが焦点となっている。また、事業主が支払う保険料などを繰り入れている労働保険特別会計から費用を出す場合、雇用主のいないフリーランスに同じ支援ができるのかという論点もある。

財源を公費に求める場合は、大企業も含めた個別企業の経済活動への支援に税金を使うことへの理解をどう得るかなど、整理すべき課題は多い。

一方で、船後氏らの常時介護費用の負担を決めた参院議院運営委員会理事会が、一般の重度障害者への対応も急ぐよう政府に強く求めているほか、船後氏らが10日開いた院内集会に与党議員も出席するなど、制度改正を求める声は国会内で大きくなっている。

中国四国ブロック大会・愛媛大会 開催速報

第50回中国四国肢体不自由児者父母の会連合会愛媛大会が10月12日(土)、愛媛県松山市「メルパーク松山」において開催された。約300名が参加し、障害者の就労について理解を深めた。

西条市の社会福祉法人「聖風会」の曾我部一枝理事は、「福祉作業所の運営と働き方の課題について」と題して講演。障害者が農業に参画する農福連携の取り組み例を紹介しながら、個々の事情に応じた多様な働き方ができるよう、仕事の選択肢を増やす重要性を訴えた。10年前と比較し事業所の数は大きく増えたものの、定員割れが増えている現状も指摘。「健全な運営のために事業収入の増収や利用者の継続的就労などを図っていく必要がある」と呼び掛けた。

パソコンを使った就労などを支援するNPO法人ふうしすてむ(松山市)の川崎寿洋理事長は、時間と場所にとらわれないテレワークの意義を説明。精度の高い音声や視線入力装置、遠隔操作ができる分身ロボットなど目まぐるしい技術革新を紹介し「障害者雇用の追い風になるのではないかと期待を述べた。



シンポジウムでは、一般就労が当たり前になる社会の実現へ向けて、当事者らが自分の生き方や考えを語り合った。

○大会テーマ「10年後までに障がい者の働き方改革をし、一般就労が当たり前の社会に」

○記念講演①「愛媛県における障がい者の一般就労の支援制度と現状について」

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課 課長 近藤 修氏

○記念講演②「福祉作業所の運営と働き方の課題について」～楽しく働くために～

社会福祉法人聖風会 理事・就労継続A型事業所野菜工房ていずい

就労支援事業部長・野菜工房ていずい施設長 曾我部 一枝氏

○基調講演 「テレワーク活用の障がい者就業の現状とこれからの展望」

特定非営利活動法人ふうしすてむ 理事長・全障テレネット 共同代表

一般社団法人えひめICTチャレンジド事業組合 代表理事

特定非営利活動法人パラワーク 理事長 川崎 寿洋氏

○シンポジウム 指定特定相談支援事業所 インクル 管理者

NPO法人ネセサリーフオー 理事長コーディネーター 田所 浩厚氏

・事例発表 ①「一般就労の経験と現在と将来への希望」 松山市 藤本 孝夫氏

②「施設での就労と将来への希望」 今治市 井上 梓氏

③「訴えたい事とこれからへの希望」 松山市 山川 美咲氏

障害児入所施設の在り方検討会「中間報告（案）」提示される

第5回障害児入所施設の在り方に関する検討会が、令和元年10月16日（水）厚生労働省「21会議室」において開催された。

障害児入所施設は、児童福祉法改正により、障害種別毎の施設から「福祉型」と「医療型」の2つに分類された施設に編成され、その後、担うべき機能として、①重度・重複障害、行動障害、発達障害等多様な状態像への対応のための「発達支援機能（医療も含む。）」、②退所後の地域生活、障害者支援施設への円滑な移行、就労へ向けた対応のための「自立支援機能」、③被虐待児童等の対応のための「社会的養護機能」、④在宅障害児及び家族への対応のための「地域支援機能」の4つに整理されている。

しかし社会的養護を必要とする児童の増加による障害児入所施設の役割の認識や、18歳以上の障害児入所施設入所者への対応（過齢児問題）等、喫緊に検討すべき課題が山積していた。

検討会では、障害児入所施設の実態等を考慮しつつ、関係団体からのヒアリングを含め、検討会を4回、福祉型と医療型のワーキンググループに分かれて各3回それぞれの視点から課題の整理が行われている。

第5回検討会では、整理された課題を基に事務局より提示された「中間報告（案）」について議論された。

議論では、中間報告（案）の内容の精査とともに、最終報告に向けて議論を深めるべき課題や、教育など文部科学省と連携すべき課題など、今後の検討課題についても提案されている。中間報告は本日の議論内容を反映、精査した後に公表される。

なお、最終報告書は今年度中に報告される予定である。

次回検討会は、中間報告を受けて医療型（11/12）・福祉型（11/23）ワーキンググループで議論される予定である。

▽厚生労働省「障害児入所施設の在り方に関する検討会」▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_321418_00001.html

▽中間報告（案）▽

<https://www.mhlw.go.jp/content/12204500/000557349.pdf>

中間報告（案）の概要

●障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性

1. 基本的視点

障害児入所施設に入所している児童は、障害があるということに加え、何らかの理由により自宅で暮らすことが極めて困難な状況である。こうした困難な状況にある障害児本人の最善の利益を保障する観点から、障害児入所施設の機能を考えることが必要である。

2. 基本的な方向性

① ウェルビーイングの保障（家庭的養護）

ウェルビーイング（子どもの福利）の向上を目指し、障害児支援においては、個々に応じた成長・発達・自立が図り、子ども個々に応じたニーズを満たすためにも、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の中で育つ権利を保障することが必要である。

② 最大限の発達の保障（育ちの支援と合理的配慮）

子どもの最善の利益の保障という観点から、「子どもが育つ環境を整える」「子ども本

人が望む暮らしを保障する」といった幼児期からライフステージを通じて、子どもの育ちを支援する。加えて発達段階、障害特性に応じて個々に配慮した環境設定、支援を行う必要がある。

③ 専門性の保障（専門的ケアの強化と専門性の向上）

複合的な課題を抱える障害児への更なる支援を図るため、医療機関との連携や医師・心理師等の専門職の配置の推進のため更なる体制の整備や研修等により、専門性の向上を図っていく必要がある。

④ 質の保障（運営指針の策定、自己評価・第三者評価等の整備）

支援の質を保障するという観点から、運営指針の作成と、運営、支援の透明性の担保として自己評価、第三者評価の仕組みを導入することで外部からの視点を取り入れることが必要である。

⑤ 包括的支援の保障

（切れ目のない支援体制の整備、家族支援、地域支援の強化、他施策との連携）

- ・市町村域を基盤とした多機関・多職種連携による相補的なシステムづくりと、システムに基づく包括的で継続的な支援を行える体制整備が必要である。
- ・障害児入所施設は地域の児童発達支援センター等と連携し、地域の障害児と家族を支える中核的機能の役割を担い、家族支援、地域支援を図っていくことが必要である。
- ・地域共生社会の実現を目指すという観点から、障害児施策だけでなく、母子保健施策、子ども子育て支援施策、社会的養護施策等と連携をし、包括的に課題に対応していく必要がある。

●施設種別ごとの課題と今後の方向性

1. 福祉型障害児入所施設の課題と今後の方向性

○発達支援機能

- ① 家庭的な養育環境の推進
- ② 専門性の高い支援

○自立支援機能

- ① 自立に向けた支援の強化
- ② 18歳以上の障害児入所施設入所者への対応（いわゆる「過齢児問題」）

○社会的養護機能

- ① 被虐待児等の増加を踏まえた支援力の強化
- ② 児童養護施設等との連携強化

○地域支援機能

- ① 家庭支援専門相談員の配置の必要性

○その他

- ① 職員の配置基準

2. 医療型障害児入所施設の課題と今後の方向性

○発達支援機能

- ① 福祉的支援の強化

福祉的支援の強化は、重度の障害児にとっての発達とは何か、発達支援の重要性を職員間で共有し、支援の主な担い手となる保育士等の配置を促進すべきである。

- ② 強度行動障害児等への対応
- ③ 医療的ケア児への対応

重症心身障害児に判定されない医療的ケア児がいる。現行制度では、大島分類に

よる区分に基づき重症心身障害児の判定がなされ、これを踏まえた報酬設定となっている。このため、障害福祉サービスにおける医療的ケア児の判定基準について、厚生労働科学研究による研究が行われており、その研究成果も踏まえ、こうした重症心身障害児以外の医療的ケア児に対する更なる支援を図る必要がある。

④ 教育の強化

○自立支援機能

① 児者一貫のもとでの自立支援

医療型は、障害児入所支援と療養介護を一貫してサービス提供する仕組みが恒久化されており、入所児童が18歳になると療養介護に移行するケースが多い。

療養介護への移行に当たり、家族や地域、自治体、教育機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関など関係者・関係機関が連携して、対象となる児童のアセスメントやその後の適切な支援の在り方について協議が行われるようにすべきである。

② 地域生活への移行に向けた支援

医療型においても、在宅移行の取組が行われているが、外泊時加算は福祉型に限られているなど、こうした取組に対する支援が十分に行われていない。医療型における地域生活への移行に向けた更なる支援を図る必要がある。

③ 有期有目的支援の強化

○社会的養護機能

① 被虐待児等の増加を踏まえた支援力の強化

○地域支援機能

① 短期入所を活用した支援について

短期入所はレスパイトだけでなく、障害児の育ちの保障とその家族が安心して豊かな生活が送れるよう、家族全般をマネジメントする必要がある。そのためには、施設単位で補うのではなく、障害児の状態像に応じて対応できる福祉型・医療型短期入所が地域の中で計画・運営されるよう、次期障害児福祉計画の中で明示すべきである。また、体制を整備するうえでも、報酬の見直しも必要である。

② ソーシャルワーカーの配置について

3. 福祉型・医療型に共通する課題と今後の方向性

① 契約入所と措置入所の整理

② 質の確保・向上

③ 入所施設間の連携強化について

④ 障害児入所施設の名称の変更

⑤ 権利擁護について

⑥ 他の障害福祉サービスや他分野の施策の柔軟な利用

入所児童は原則、児童発達支援や放課後等デイサービス、生活介護といった他の障害福祉サービスを利用することができないが、退所後の生活を鑑み地域の障害福祉サービスを、入所中から柔軟に利用できるよう検討すべきである。

⑦ 都道府県・市町村の連携強化

4. 機能強化に向けた取り組み

課題の解決に向け、国は児童福祉法改正などの取り組みを強化する必要がある。また障害福祉サービス等報酬により対応すべきものについては、令和3年度に予定されている次期報酬改定において、必要な財源を考慮しつつ実現が図られるよう、速やかに検討すべきである。さらに、運営指針の策定など、研究が必要なものについては、来年度の調査研究において着手できるよう検討すべきである。

●最終報告に向けて

中間報告を踏まえ、ワーキンググループにおいて相互に参照しつつ、残された論点やさらに議論を深めるべき論点について検討し、年度内に最終報告をとりまとめる。

特に、家庭環境を奪われた障害児の代替ケアのあり方等、子どもたちの発達保障、ウェルビーイング保障に光が当てられることを願っている。

障害者就労支援に風穴 ～国の制度改正に期待高まる

重度障害者が就労する際に訪問介護サービスを利用できない問題をめぐっては、公費負担に風穴が開きつつある。さいたま市は今年度、全国の自治体で初めて、勤務中の訪問介護サービス費用を市が支援する制度を試行的に導入した。従来、雇用主の責任としてきた国も、福祉施策として支援することについて検討を始めており、関係者の間で、制度改正への期待が高まっている。

さいたま市は当初、国に規制緩和を要望したが、結論が先送りされたため、独自支援を決めた。今年度予算に298万円を計上し、在宅で勤務する重度障害者への訪問介護費用を全額負担する。

制度を利用して在宅勤務を始めた矢口教介さん（31）は「障害があっても仕事ができないのではなく、仕事はあるのに制度がなくてできないのはおかしい。一生懸命働いて、国の制度改正が必要だということを示していきたい」と語る。

一方、先の通常国会で成立した改正障害者雇用促進法の付帯決議は「制度の谷間で働く機会を得られない障害者の置かれた現状を解消する」と明記している。厚生労働省は7月、就業する障害者に対する介助の公費負担問題に関する検討チームを立ち上げた。

「現行制度はディズニーランドに行くなら介護サービスを使えるが、会社に行くなら使えない。障害者が働くという概念がなく、考え方が古い」。障害者の地方議員らによる「障害者の自立と政治参加をすすめるネットワーク」代表で、さいたま市議の伝田ひろみさん（71）はこう主張。7月の参院選で重度障害者2人が初当選したことを受け「問題が可視化された。ぜひ国の制度を見直してほしい」と語る。

事務局より

台風19号の被害状況について

超大型の台風19号は10月12日夕方に非常に強い勢力で静岡県伊豆半島に上陸した後、関東地方を横断するように進み、太平洋に抜けました。各地で大雨や強風が続き、被害に遭われました方々に心よりお見舞い申し上げます。

何分にも会員の皆様の被害状況が分からず思案しております。全肢連では皆様からお寄せいただいている災害義援金をお預かりしており、会員関係者への被害等ございましたら全肢連事務局までご一報願います。

☎03-3971-3666 FAX03-3971-6079（担当：原田）

E-mail harada@zenshiren.or.jp

東京2020オリンピック・パラリンピック ボランティア研修スタート

東京2020オリンピック・パラリンピックの運営を手伝うボランティアの研修が始まった。初日の10月4日、東京・代々木の国立オリンピック記念青少年センターで開かれた研修会には午前、午後合わせて約550人が参加、約3時間にわたって活動する上でのルールや心構え、オリンピック・パラリンピックの歴史などを学んだ。

報道陣に公開された大会ボランティア「フィールド・キャスト」の研修では、基礎知識を得るための講師によるわかりやすい歴史の紹介やeラーニングを取り入れたダイバーシティの講義、グループワークによる一体感の醸成などが行われた。グループワークでは隣り合わせた3人が1組となり、出題されたクイズに答えたり、障害者理解を深めるための課題を話し合ったり、残り300日を切った大会開幕にむけて意識を高めた。

研修内容は日本財団ボランティアサポートセンターが中心となって検討され、全180ページにわたるテキストも作成、参加者に配布された。テキストはボランティアとしての心構えやオリンピック・パラリンピックの歴史と意義、大会の基本コンセプト実現に向けたダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包括）など6章で構成。リオデジャネイロ2016大会のボランティア経験者のインタビューや車いす利用者へのサポートの方法などが写真、イラスト入りで紹介されている。

参加者の間からは「大変解りやすく、大会でもやれると自信がわいた。本番が楽しみ」という声が聞かれた。

研修は来年2月末まで11都道府県13会場で順次開催される。

共生社会フォーラム 開催案内

厚生労働省では平成28年に発生した津久井やまゆり園の事件を踏まえ、共生社会の理念等について、障害福祉従事者や事業経営者等が改めて学び、それを実践につなげていくことを目的とした研修を実施している。

また、広く一般の方々に向けての普及啓発のため、福祉の現場で働く方などを対象とした研修プログラムと、基調講演など一般の方も参加可能なプログラムで構成された共生社会フォーラムを開催する。

※フォーラムの運営は、事業の受託者である公益財団法人糸賀一雄記念財団が行っています。

- 共生フォーラム in 兵庫 ・2019年11月26日(木)～27日(金)
 ・西宮市勤労会館・西宮市総合福祉センター（兵庫県西宮市）
- 共生フォーラム in 岩手 ・2019年12月19日(木)～20日(金)
 ・アイーナ（岩手県盛岡市）
- 共生フォーラム in 長崎 ・2020年1月17日（金）～18日（土）
 ・シーハットおおむら（長崎県大村市）
- 共生フォーラム in 岡山 ・2020年1月22日（水）～23日（木）
 ・ピュアリティまきび（岡山県岡山市）

▽詳細はこちら 糸賀一雄記念財団HP▽
<http://www.itogazaidan.jp/>

北海道ブロック地域指導者育成セミナー開催される

「肢体不自由児者に対する合理的配慮に基づく『災害時の住まい』」をテーマとする地域指導者育成セミナー（北海道ブロック）が、令和元年10月6日(日)～7日(月)の2日間にわたり、北海道札幌市「かでの2.7」において開催された。

<第1日目>

＊講演テーマ「コミュニティのある応急仮設住宅のあるべき姿」

講師 DPI日本会議 副議長 尾上 浩二 氏

講師 DPI日本会議 議長補佐 崔 栄繁 氏

はじめに、台風15号による千葉県の被害の実態が報告された。引き続き、西日本豪雨や熊本地震時の被害状況から避難誘導、避難所機能、仮設住宅等現状からみえた課題と今後求められる対策、障害者団体の役割などが述べられた。

講演後3つのグループに分かれ、講演内容を受け①講演からの気づきや実体験②家庭内における安否確認③福祉避難所④仮設住宅等について討議を行った。各グループの討議内容報告発表後に講師との質疑応答も行われた。

<第2日目>

①講演テーマ「災害時における要配慮者支援について」

講師：北海道保健福祉部総務課 政策調整グループ主査 嘉多山 裕史 氏

避難行動要支援者名簿の作成状況や公表、運用の現状、個別支援計画等について報告された。参加者の北海道胆振東部地震の実体験を踏まえ質疑応答が行われた。

講演後、参加者は北海道胆振東部地震(ブラックアウト含む)時の対応と課題を報告、意見交換を行った。

②手作り防災グッズを作ってみよう

サララップ、広告、新聞紙等を使用し災害にあったとき身近な物を活かした手作り防災グッズ作りに挑戦した。45Lゴミ袋で作る合羽や新聞紙のスリッパ作りなどが行われた。

